

鳥取県福祉のまちづくり施策について



R8.2.2 鳥取県福祉保健部
ささえあい福祉局福祉保健課

本日ご説明する内容

- ① 鳥取県福祉のまちづくり条例について
- ② 鳥取県の福祉のまちづくり施策について
- ③ バリアをなくすための施設・設備の例

本日は、
本県の福祉のまちづくり施策を知っていただければと思います。



UDアドバイザー登録派遣制度要綱第3条
(養成講習会)

第3条 知事は、UDアドバイザーとして、必要となる次に掲げる事項に関する知識の習得を目的としたUDアドバイザー養成講習会を開催するものとする。

- (1) **福祉のまちづくり**及びユニバーサルデザインに関する政策
- (2) 高齢者等の動作特性とそれに応じた施設の整備及び運営
- (3) 条例第30条第2項に規定する特別特定建築物の点検及び助言の方法
- (4) その他生活環境部長が必要と認める事項

鳥取県福祉のまちづくり条例

福祉のまちづくり条例では、「建築物のバリアフリー化の基準」など施設の整備についてのみならず、「県民へ向けた意識啓発、福祉教育、情報提供」などについて定め、総合的な福祉のまちづくりを推進しています。

<基本方針> 条例より

- 高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう公共的施設等の整備を推進する。
(ハード面)
- すべての県民が、福祉のまちづくりに対して理解を深め、積極的に取り組むよう意識の高揚を図る。
(ソフト面)

ハード面とソフト面の両方が備わって
「福祉のまちづくり」なんだね！！



福祉のまちづくり条例

(前文)※一部編集

私たち一人ひとりがその一員として自立し、尊重され、生きがいを持ちながら生活できる社会を築き上げることは、県民すべての願いである。

このような社会を実現するためには、高齢者、障害者等を取り巻く様々な障壁を除去することによって、福祉のまちづくりを推進していく必要がある。

(定義)

「福祉のまちづくり」 高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ること等により、誰もが自らの意思で行動し、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加することができる社会の構築に向けた地域環境の整備を推進することをいう。

バリアとは？

＜意味＞

バリア【barrier】〔「バリアー」「バリヤー」とも〕

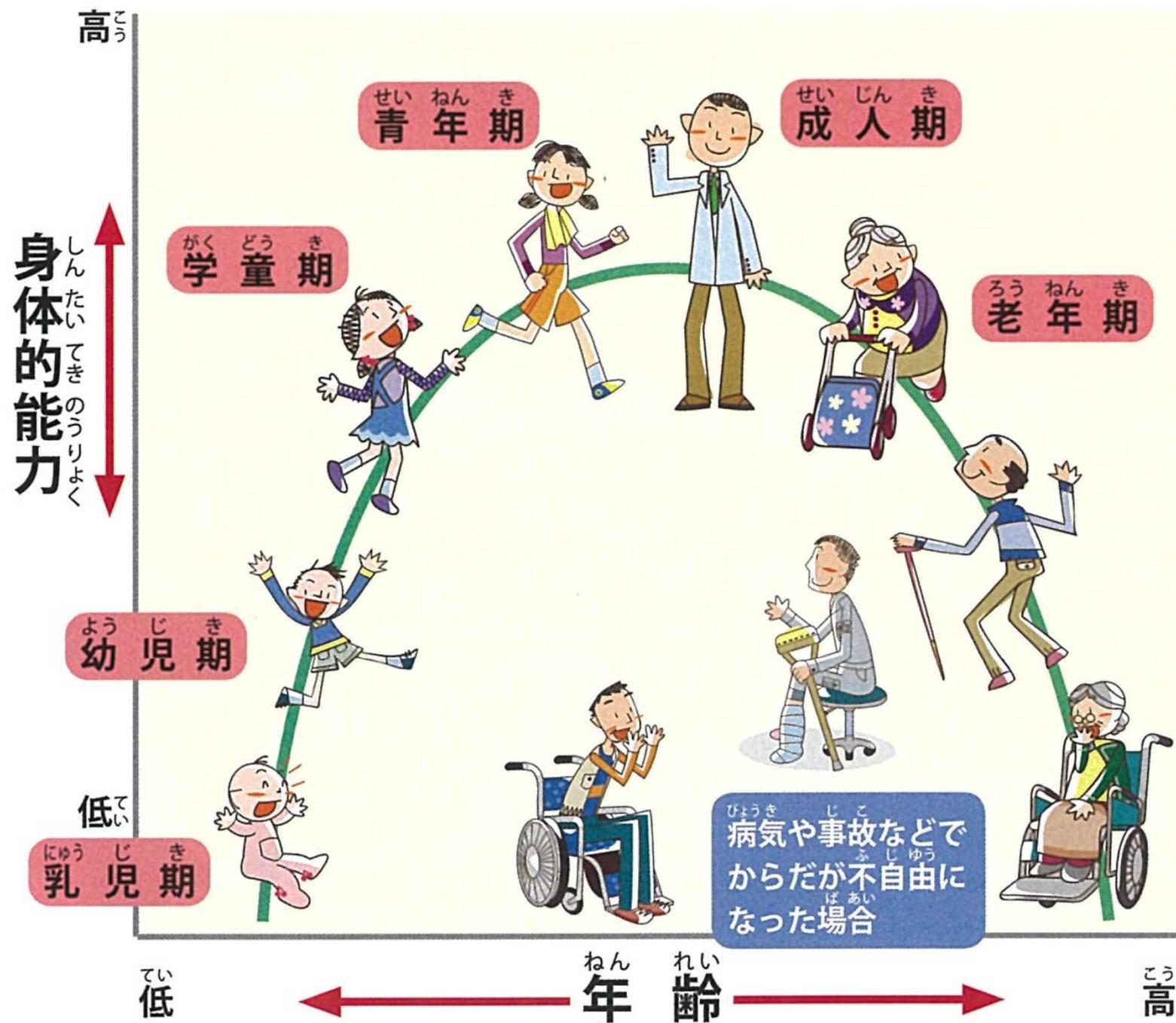
障壁。障害。防壁。

（出典：三省堂『大辞林』第三版）

普段の生活においては、

- まちの中には、ある人にとっては不自由を感じないことでも、**ある人には「困ること」「不便なこと**があり、このような「困ること」や「不便なこと」をバリアと言います。
- その**「困ること」や「不便なこと」をなくすことを「バリアフリー」と**いいます。

かならず出合うバリア



福祉のまちづくり施策について

ハード面

- 鳥取県福祉のまちづくり条例 ※施設の整備基準
- UDタクシー

ソフト面

- 心のバリアフリー
- ハートフル駐車場(H21.10月～)
- あいサポート運動(H21.11月～)
- あいサポート条例(H29.9月施行)
- 鳥取県手話言語条例(H25.10月施行)
- 認知症サポーター

設備だけ整ってたとしても、
一人ひとりが様々なバリア
に気付かないと…？



ハートフル駐車場利用証制度とは (平成21年10月1日～制度開始)

障がいのある人や高齢者、妊娠中の人、けがをしている人等、歩行に支障がある方に、利用証を交付して、幅の広い駐車場や施設の出入り口に近い駐車場を真に必要とする人が利用できるようにするために、「ハートフル駐車場利用証制度」を導入しています。



利用証

ハートフル駐車場 (利用できる方や利用できる駐車場等)

◇利用できる方と有効期間

利 用 で き る 方	有 効 期 間
①身体障がい、知的障がい、精神障がいにより歩行が困難な方、あるいは発達障がい等により歩行に介助者の特別な注意等が必要な方	5年 (5年おきに更新)
②要介護、要支援認定を受けた高齢者又は難病患者等で歩行が困難な方	
③一時的に歩行が困難な方	・けがをされている方 ・妊産婦の方等

※上記については、詳細な交付基準が定められています。

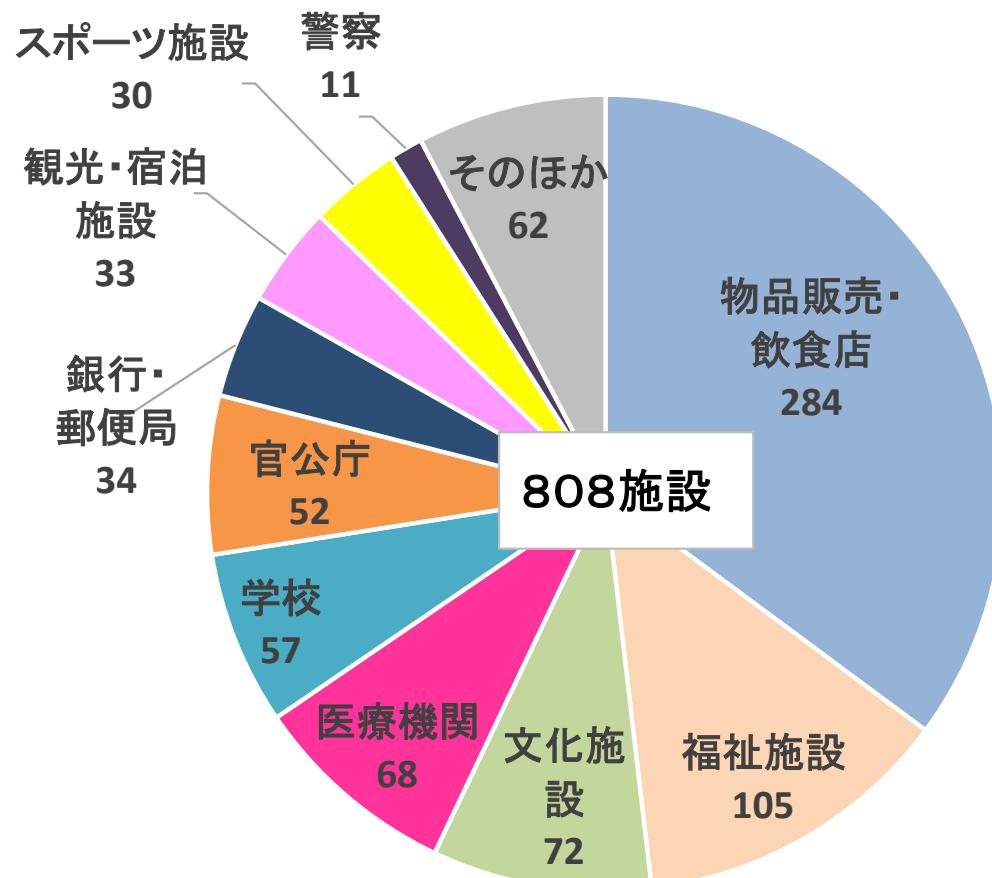
◇利用できる駐車場

- ・公共施設・ショッピングセンターやホテルなど、県と協定を結んだ施設の駐車場で利用できます。 ⇒県内に808施設(R7.12現在)
- ・利用できる駐車場には「ハートフル駐車場」の表示がされています。

ハートフル駐車場

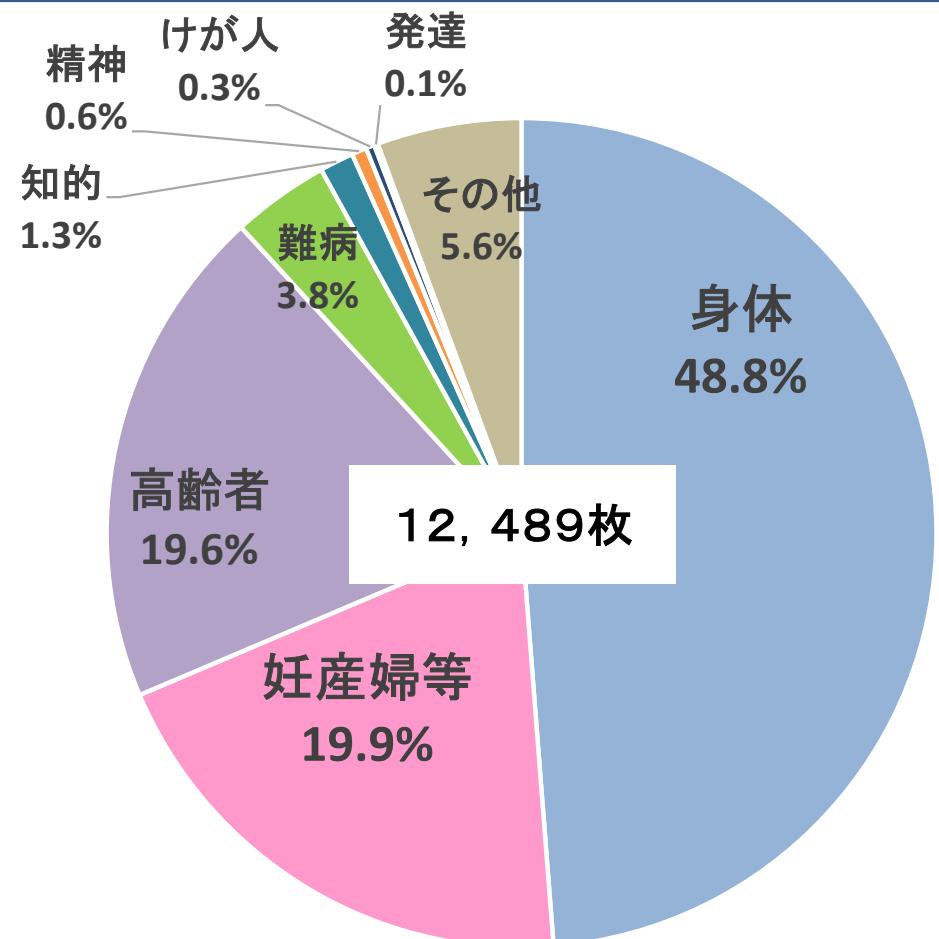
(協定施設・利用証交付の状況)

協定施設数



(数値は令和7年12月1日時点)

利用証交付状況



(数値は令和7年12月1日時点)

ハートフル駐車場 (他県等との相互利用)

○島根県「思いやり駐車場」、岡山県「ほっとパーキングおかやま駐車場」など他県との相互利用が可能。

→鳥取県で交付を受けた利用証で他県等のパーキング・パーミット制度を利用。他県等で利用証の交付を受けた方が本県のハートフル駐車場を利用

○令和7年12月現在、同様の制度を実施している全国44府県と利用証の相互利用を実施中です。

「ハートフル駐車場」は、とっとり
UD施設認証制度の認証基準項目のひとつとなっています。
今回の研修の機会に制度について知っていただくと幸いです！



バリアをなくすための施設・設備

バリア → バリアフリー → UD

バリア



階段は、車椅子などを
使用している人は簡単
に利用できません。

バリアフリー



階段横にスロープが設
置されており、車椅子を
使用している人も利用
しやすくなります。

ユニバーサル デザイン



最初から段差がないの
で、全ての人が利用し
やすくなります。

バリアをなくすための施設・設備の例①

段差のない出入口
(鳥取県立福祉人材研修センター)



屋根のある広い駐車場
(鳥取県立福祉人材研修センター)



車椅子使用者用の受付カウンター
(鳥取県立福祉人材研修センター)



広い洗面所
(鳥取県立中央病院)



バリアをなくすための施設・設備の例②

音響付き信号機



歩道に沿って続く点字ブロック



オストメイト対応トイレ
(鳥取県立中央病院)



ベビーキープ



バリアをなくすための施設・設備の例③

すき間の狭い側溝のふた



点字のついた手すり



授乳室(鳥取県立中央病院)



ボタン位置の低いエレベーター



ボタン位置の低い自動販売機



バリアをなくすための施設・設備の例④

車椅子のまま乗り降りできるノンステップバス



客席



交通弱者用押ボタン



心のバリアフリーの推進

施設がバリアフリー化されても一人ひとりの理解や心づかいがなければ、福祉のまちづくりは進みません。鳥取県では、高齢者や障がい者などに対する正しい理解やちょっとした心づかい、コミュニケーションを大切にして、みんなで支え合う取組を行っています。

駐輪場・駐車場のマナー



点字ブロックや歩道を
ふさがない

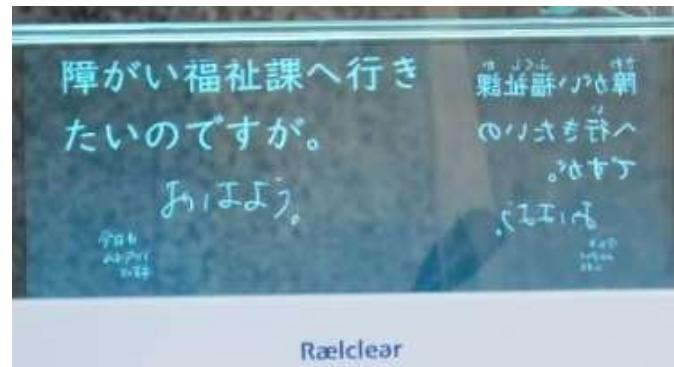


車椅子使用者用駐車施設

- ・車の乗り降りの際に車椅子を置くための幅広い区画を備えている。
- ・歩行に支障のない方は車を置かないよう配慮。

その他、福祉のまちづくり施策の例

福祉のまちづくり施策の例をいくつか紹介します。



公共交通のユニバーサルデザイン化

○鳥取県×日本財団共同プロジェクトにて、「誰もが移動しやすい新たな公共交通モデル」の構築に向けUDタクシー導入を推進し、**200台**導入(H28～H30)。

⇒県内小型タクシーの**半数近く**がUDタクシーとなり、**黄色いタクシー**として県民に定着。移動困難者等の**大切な交通手段**を確保。

※その他「県障がい者プラン」でノンステップバスの導入率向上を目指すなど車両のバリアフリー化を推進



今後、高齢者・障がい者福祉、交通空白地解消、観光といった地域課題解決にUDタクシーを有効活用する企業や地域の取組をさらに促進！



車椅子のままで
も乗降可能

福 祉

高齢者や障がい者
等の外出支援
(買物・通院介助等)

交通空白地 の解消

バス路線が減少する
中山間地域等での活用



広いドア、手すり、
ステップもついて乗
降しやすい

観 光

高齢者や障がい者、外国人観光客等のユニバーサルツーリズムに活用



障がい者情報アクセスモデル県を目指した取組

障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の充実と情報アクセシビリティの保障を推進する取組を進めています。

➤ 電話リレーサービスの地域登録の導入

自治体が利用者の利用料負担を支援する「地域登録」を活用した電話リレーサービスを全国に先駆けて導入

※電話リレーサービスについて

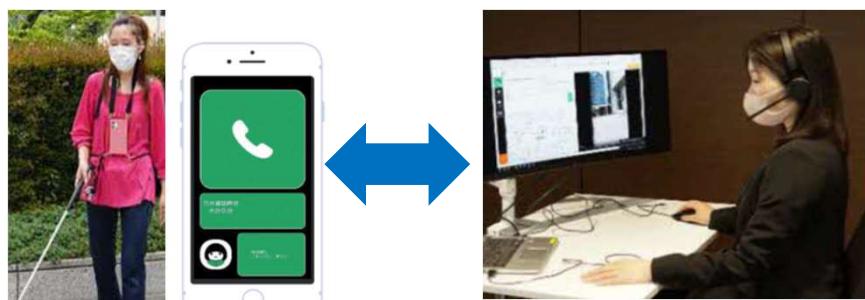
聴覚や発話に困難のある人ときこえる人の会話を通訳オペレータが手話等で通訳するサービス。
運営は、（一財）日本財団電話リレーサービス。



➤ 視覚障がい者遠隔サポートシステムによるアクセス向上

専用アプリを使用し、スマートフォンのカメラ機能により映し出された映像をもとに、遠隔地にいるオペレーターが、視覚障がい者である利用者の必要とする視覚情報を音声で伝えるシステム

※システム登録者は県内であればどこでも当該サポートを無料で利用できる。



福祉のまちづくりに関する普及・啓発等 (小学校向け冊子の発行)



子どものころから、高齢者、障がい者等への理解、思いやりの心を育み、福祉のまちづくりを進めるため、福祉教育用冊子を小学校4年生に配布。(平成14年度開始)

具体的な事例を例示し、イラストや写真を効果的に取り入れ、子どもたちに視覚的にもわかりやすい教材という点が評価され、

平成29年度人権啓発資料
法務大臣表彰受賞

点字ブロック不具合等相談窓口

○点字ブロックの不具合等について県民の皆様からの声を集約し、各設置者に対して改善の検討を依頼するため相談窓口を県福祉保健課に設置。(令和6年11月～)

みんなですすめよう 福祉のまちづくり
～そだてよう 手と手をとって 支え愛～

ご清聴ありがとうございました

